

筑後市新型コロナウイルス感染拡大防止休業支援金 Q&A

Q1. 支援金の対象要件の考え方は？

A1. 考え方としては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために一定期間休業する事業者を支援するもので、対象は下記の①又は②に該当する場合となります。

①福岡県の休業要請施設に該当する施設（店舗等）を休業した事業主。

②対面で販売等の営業を行っている常設の店舗・事務所・事業所等の施設を休業した事業主。（福岡県の休業要請施設以外でも可）

※①②いずれの場合も、大企業は対象とはなりません。

※令和2年4月1日時点で筑後市内において開業している必要があります。

※店舗については、店内を休業し、宅配・テイクアウトのみを行う場合は対象となります。

Q2. 市内に複数店舗を経営しているが、支援金は店舗数分もらえるのか？

A2. 休業している事業主に対して、一律20万円を支給します。

2店舗以上ご協力いただく場合でも、支給は20万円です。

Q3. 営業時間短縮で営業しているが、対象にならないか？

A3. 対象期間である5月7日（木）から5月31日（日）までの間で2週間を原則連続で休業した事業所が対象となりますので、時間短縮では対象になりません。

Q4. 申請から入金までの期間は？

A4. 申請順にできる限り早急に事務処理を行います。早めに申請していただい

れば5月末から順次入金できるようにいたします。

Q5. 申請方法は？

A5. 次の手順にて申請をお願いします。感染拡大防止のため、原則窓口申請はご遠慮ください。

①筑後市役所及び筑後商工会議所のホームページに掲載している申請書一式をダウンロード後、記入・押印し、必要な添付書類（営業許可証等の写し、預金通帳等の写し、期間中休業をする旨の告知を店頭貼付した写真）を同封してください。

- ・筑後市役所ホームページ (<https://www.city.chikugo.lg.jp/>)
- ・筑後商工会議所ホームページ (<https://www.chikugo.or.jp/>)

②筑後商工会議所あてに郵送にて申請をお願いします。

- ・筑後商工会議所（〒833-0041 筑後市大字和泉 118-1）

※なおホームページからダウンロードすることができない環境の方は、筑後商工会議所から郵送またはファックスにて申請書をお送りします。

Q6. 申請受付期間は？

A6. 5月19日（火）から6月8日（月）まで（消印有効）となります。

なお、対象休業期間は、5月7日（木）から5月31日（日）までの間で2週間を原則連続で休業した事業所が対象となります。

Q7. この制度を知ったのが5月20日以降なので、途中から休業しても対象になるか？

A7. 期間内での2週間が満たせませんので対象にはなりません。

Q8. ダンススクール、空手、柔剣道等の教室を月謝をもらって教えているが対象となるか？

A8. 自己所有又は月単位で契約により借り上げている（賃料を払っている）施設で教室を行っている事業主は対象となりますが、公共施設や公民館などで使用料を払って断続的に教室を行っている事業主は対象となりません。

Q9. 原則連続する 14 日間以上とあるが、連続しないでもいい場合はどんな場合か？

A9. 連続で 14 日間以上休業してもらうことを前提として、やむを得ない事情（不測の事態）で 1 日程度の開業をした場合に認めるものです。計画的な隔日営業は連続休業とは言えません。また、連続ではない場合も 14 日間は期間内（5/7～5/31）での休業が必要です。

Q10. 連続とは、前回の 4 月 23 日から 5 月 6 日の期間から連続休業していないといけないのか？また、前回 10 万円をもらったが、今回の申請はできるのか？

A10. 今回の一律 20 万円の支援金制度は、前回一律 10 万円の支援金制度とは別制度と捉えてもらって結構です。ですので、前回の期間から連続休業していなくても結構です。また、前回 10 万円の支給を受けていても申請をして要件を満たしていれば支給されます。